

公益財団法人郡山市健康振興財団

個人情報保護に関する規程

平成19年12月26日
財団法人郡山市健康
振興財団規程第5号

改正 平成24年3月27日財団規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）の趣旨にのっとり、公益財団法人郡山市健康振興財団（以下「財団」という。）が保有する個人情報の適正な保護の確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該役職員が組織的に利用するものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されたものに記録されているものを除く。
- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(財団の責務)

第3条 財団は、事務事業を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するものとする。

- 2 役職員は、職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(取扱いの一般的制限)

第4条 財団は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは規程に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ当該財団を所管する郡山市の機関（以下「実施機関」という。）の意見を聴いた上で事務事業の実施のために必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 社会的差別の原因となる社会的身分

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 財団は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿（第1号様式）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 個人情報取扱事務登録簿は、市民の求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
 - (1) 役職員又は役職員であった者に関する個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれに準ずる事項を取り扱うもの（財団が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）
 - (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するための相手方の住所、氏名若しくはその他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の意見を聴いた上で財団が別に定める事務
- 4 財団は、第1項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(収集の制限)

第6条 財団は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 財団は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 法令又は規程（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむ得ないと認められるとき。
 - (4) 公表された事実であるとき。
 - (5) 国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公

共同体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）から収集する場合で、相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められるとき。

(6) 実施機関の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあるとき、その他本人以外のものから収集することの理由があると認められて収集するとき。

3 申請行為その他これに類する行為によって、財団が個人情報を収集したときは、本人から直接収集したものとみなす。

4 財団は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむ得ないと認められるとき。

(2) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（目的外利用及び外部提供の制限）

第7条 財団は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該保有個人情報を利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 財団は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて財団以外の者に当該保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

3 財団は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 財団の内部で利用する場合又は国等に提供する場合で、相当な理由があり、かつ本人の権利、利益を不当に侵害しないと認められるとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関の意見を聴いた上で特に必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

4 財団は、前項第4号又は第5号の規定に該当して目的外利用等をした場合は、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関の意見を聴いた上で、通知しないことの合理的理由があると認めたときは、この限りでない。

5 財団は、外部提供する場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(電子計算組織の結合の禁止)

第8条 財団は、保有個人情報処理するため、財団以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 財団が、実施機関の意見を聴いて特に必要があると認めたとき。

(適正な維持管理)

第9条 財団は、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じて、保有個人情報を適正に維持管理しなければならない。

- (1) 保有個人情報は、その取扱目的に即し、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、紛失、破損、その他の事故を防止すること。

2 財団は保有個人情報が不要となった場合は、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置)

第10条 財団は、保有個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を財団以外の者に委託するときは、当該契約において、当該個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにする等個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(開示の申出)

第11条 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対して、自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が入院、歩行困難等の理由により開示申出をすることが著しく困難であると認められる場合における任意代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示申出をすることができる。

3 死者の自己情報は、当該保有個人情報について利害関係を有する者として次に定める相続人等（以下「関係相続人等」という。）を本人とみなして、開示申出をすることができる。

- (1) 相続人（財産、不法行為による損害賠償請求権その他被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。）
- (2) 死者の法定代理人であった者
- (3) 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあたる者を含む。）及び2親等内の血族その他これに準じる者として死者を扶養していた者（慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。）

(自己情報の開示義務)

第12条 財団は、開示申出があったときは、開示申出に係る自己情報に次の各号に掲げる情報

(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないものとされている情報
- (2) 開示申出者(前条第2項による代理人又は同条第3項による関係相続人等の場合にあっては、当該申出に係る本人をいう。この号及び次号、次条第2項並びに第21条第1項においても同じ。)以外の個人に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員等の所属、職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国等を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの。

イ 財団の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防等公共の安全の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる情報

- (5) 財団及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開

示することにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 財団又は国等が行う事務又事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
(部分開示)

第13条 財団は、開示申出に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、当該開示申出の趣旨が損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて開示しなければならない。

- 2 開示申出に係る自己情報に前条第2号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第14条 財団は、開示申出に係る自己情報に不開示情報（第12条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該自己情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示申出に対し、当該開示申出に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、財団は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(訂正の申出)

第16条 何人も、財団に対して、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該情報の記録の訂正を申出（以下「訂正申出」という。）することができる。

- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、訂正申出について準用する。

(削除の申出)

第17条 何人も、財団に対して、第4条の規定による一般的制限を超え、又は第6条各項の規定によらないで自己情報が収集されたと認めるときは、当該情報の記録の削除を申出することができる。

- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の削除の申出について準用する。

(中止の申出)

第18条 何人も、財団に対して、第7条各項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をさ

せていると認めるときは、当該目的外利用等の中止の申出をすることができる。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の中止の申出について準用する。

(自己情報の開示等の申出の手続)

第19条 第11条第1項の規定による自己情報の開示、第16条の規定による自己情報の訂正、第17条の規定による自己情報の削除又は前条の規定による自己情報の目的外利用等の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、財団に対して、本人であることを明らかにし、申出に関し必要な事項を記載した自己情報開示等申出書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、申出者は、自己情報の開示等に係る自己情報の本人（代理人による自己情報の開示等の申出にあつては当該申出に係る自己情報の本人の代理人、関係相続人等による自己情報の開示等の申出にあつては当該申出に係る自己情報の死者本人の関係相続人等）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の場合において、訂正申出をしようとする者は、自己情報開示等申出書（以下「申出書」という。）に該当自己情報の記載に誤りがあることを証する書類を添付しなければならない。

4 財団は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(自己情報の開示等の申出に対する決定等)

第20条 財団は、前条の規定による申出があつたときは、申出書を受理した日の翌日から起算して開示の申出にあつては10日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の申出にあつては30日以内に、当該申出に対する諾否の決定をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、財団は、速やかに、その延長の理由及び決定をすることができる時期を、申出者に自己情報開示等決定期間延長通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

3 財団は、第1項の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容を次の各号に掲げるその決定内容の区分に応じて定める当該各号の決定通知書により、申出者に対し、通知しなければならない。

(1) 申出を承諾する旨の決定は、自己情報開示等決定通知書（第4号様式）による

(2) 申出の一部を承諾する旨の決定は、自己情報一部開示等決定通知書（第5号様式）による

(3) 申出を承諾しない旨の決定は、自己情報開示等不承諾決定通知書（第6号様式）による

4 財団は、前項第2号又は第3号の区分の決定（以下この項及び次条において「不開示等の決定」という。）をしたときは、当該各号に規定する決定通知書に不開示等の理由を記載しなければならない。この場合において、不開示等の決定に係る開示をしないことと決定した自己情報の記録が、期間の経過により第12条各号に掲げる自己情報の記録に該当しなくなることが明らかであるときは、その該当しなくなる期日を記載しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示申出に係る自己情報に財団、国等及び開示申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、財団は、当該開示申出に対する諾否の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他の事項を自己情報の開示に係る意見照会書（第7号様式）により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示申出に対する諾否の決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他の事項を自己情報の開示に係る意見照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められたとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第14条の規定により開示しようとするとき。

3 財団は、前2項の規定により意見書の提供を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、財団は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し開示決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を自己情報を開示する旨の通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（自己情報の開示等の実施）

第22条 自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して財団が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による自己情報の開示にあつては、財団は、当該自己情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 財団は、第20条第1項の規定により訂正等をする旨を決定したときは、速やかに、当該自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

(自己情報の開示等の申出をしようとする者に対する情報の提供)

第23条 財団は、自己情報の開示等の申出をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に自己情報の開示等の申出をすることができるよう、財団が保有する自己情報の特定に資する情報の提供その他自己情報の開示等の申出をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第24条 この規程の規定に基づく自己情報の開示等に要する手数料は、無料とする。

2 この規程に基づき自己情報の開示を受ける者は、財団が別に定めるところにより、当該自己情報が記録された文書等の写しの作成その他開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(異議申出)

第25条 申出者は、自己情報の開示等の決定(第20条第3項第1号の区分の決定を除く。)について不服があるときは、当該開示等の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、財団に対して異議申出書(第9号様式)により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 財団は、異議申出があったときは、当該自己情報の開示等について再度の審査のうえ回答しなければならない。

3 財団は、前項の規定により再度審査するときは、実施機関に意見を聴くものとする。

(苦情処理)

第26条 財団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(他の制度との調整等)

第27条 この規程は、法令等の規定により閲覧、縦覧、謄本若しくは抄本等の交付、訂正若しくは削除又は目的外利用等の中止の取扱いの手続きが定められている個人情報の記録については、適用しない。

(委任)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人郡山市健康振興財団の設立の登記の日から施行する。